

第 27 回 宇都宮市景観審議会 会議録

令和 6 年 1 月 11 日
午前 10:00～
14A 会議室

出席委員

- 1 号委員（学識経験者）
古賀 誉章委員，渡邊 美樹委員
齋藤 千明委員，横須賀 徳博委員
早野 由美恵委員，五艘 みどり委員
長田 哲平委員
- 2 号委員（関係団体代表）
神原 敦子委員
菊池 清孝委員
- 3 号委員（関係行政機関）
吉田 幸男委員（代理），安西 正夫委員，
大澤 賢吾委員（代理）
- 4 号委員（市民公募）
鈴木 正則委員，齊藤 総幸委員

（計 14 名）

欠席委員

- 2 号委員（関係団体代表）
渡邊 幸雄委員，木内 久生委員，小関 裕之委員

（計 3 名）

出席幹事

高橋 裕司幹事，川上 治美幹事，小林 裕幹事（計 3 名）

臨時幹事

なし（関係課長なし）

事務局

- 【司 会】 小柴 隆一書記
【傍聴人受付】 前田 麻祐子書記
【写真・録音】 小池 利弥書記
【書 記】 安延 望美書記，青山 朋生書記，
石下 ユミ書記，梁木 俊介書記

（計 7 名）

小柴書記

今回も、オンライン実施に伴い、zoom 出席及び会議録作成のため録画、録音がございますので、ご承知おきください。なお、中断することもありますので併せて、ご承知おきください。

また、マイクを使用時は、前のマイクスイッチを押し赤いランプが点灯してからお話しください。

話が終わりましたら、スイッチを押してください。

10:00

1. 開会

小柴書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから「第27回宇都宮市景観審議会」を開会致します。

進行を務めさせていただきます。景観みどり課小柴でございます。宜しくお願い致します。

<資料確認>

小柴書記

続きまして、本日の会議資料についてですが、次第に記載のとおり「宇都宮市景観審議会委員名簿」、「諮問書」こちらは会長のみ机上配布しております。その他「議案第1号 宇都宮市景観計画の一部変更について」、「議案第2号 都心部等における良好な景観形成の推進について」、「報告事項 宇都宮市景観計画の中間評価について」となります。

また、審議の参考として「審議会関係資料」をお配りしております。適宜、参考にご覧ください。

以上、不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。宜しいでしょうか。

まず、開会に当たりまして、古賀会長からご挨拶をいただきたいと思います。古賀会長宜しくお願い致します。

2. 挨拶

古賀会長

会長の古賀です。

新年が明けました。明けたことはおめでたいことですが、新年早々大地震もあり、若干世相はおめでたいというには厳しい状況でもあります。今年も、引き続き皆様には宜しく願いしたいと存じます。

景観も、景観に関する行政もそうですが、何か問題が起こったときに、慌てることのないように、事前の策を練るのが一つの大事なところとっております。色々バタバタしている世間ではございますが、私共が今できることを粛々と、確実にやっていければと思っております。

今回の議事は、前回からご審議いただいている継続審議の「宇

都宮市景観計画の一部変更について」及び「都心部等における良好な景観形成の推進について」の諮問事項と、「宇都宮市景観計画の中間評価について」の報告事項について、委員の皆様の忌憚のないご意見いただきながら、効率的に会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力宜しくお願い致します。

小柴書記

ありがとうございました。

引き続き、ここからの進行は、古賀会長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

<定足数報告>

古賀会長

それでは本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

安延書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告致します。

<会議の公開>

古賀会長

続きまして、本会議の「公開」についてですが、本日の議案につきましては、個人情報等を含む案件ではございませんので、「公開」として宜しいでしょうか。

各委員

異議なし

古賀会長

それでは、そのように進めてまいります。

<傍聴者有無>

古賀会長

続きまして、事務局より本日の傍聴者の報告をお願いします。

安延書記

傍聴者はありません。

また、記者の方へ申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。

<議事録署名委員の指名>

古賀会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第4条に基づき、本日の会議の議事録署名委員と致しまして、横須賀徳博委員と菊池清孝委員の両名を指名致します。宜しくお願い致します。

3. 議事

<議案第1号>

古賀会長

それでは、議事に入ります。

本日の議事と致しまして、議案は2件となります。

議案第1号「宇都宮市景観計画の一部変更について」事務局より説明をお願いします。

小林幹事

議案第1号「宇都宮市景観計画の一部変更」について説明させていただきます。前方の画面を合わせてご覧ください。

「趣旨」でございますが、景観計画のゾーニングの変更について諮るものです。

まず、スライド3で、先月実施しました「パブリックコメントの結果」を、報告させていただきます。

(1) 意見の募集内容ですが、1つ目は、宇都宮市景観計画の一部変更として、都心景観ゾーンのゾーニングを、スライド5の左側の区域図にありますように、上段・変更前の赤で塗られた都心環状線の内側から、下段・変更後の赤で塗られた立地適正化計画における高次都市機能誘導区域に変更するものであり、ゾーニングの変更を「宇都宮市景観計画」に位置付けるものです。2つ目は、都心部等における建築物等への積極的な景観の誘導を行うため、景観事前協議の導入を条例に位置付けるものです。

(2) 意見の募集期間などですが、12月1日から22日までの約3週間、本庁や各地区市民センターなどの行政機関と市ホームページで公表し、意見を募集してまいりました。

結果として、意見の応募者数はゼロ件だったことから、資料の修正は無しとし、本日の景観審議会において、議案第1号・2号としてお諮りするものです。

なお、スライド4から6については、パブリックコメント時、各委員に提供しました資料の一部を掲載したものです。

パブリックコメントの結果を踏まえ、議案第1号「宇都宮市景観計画の一部変更」について、「宇都宮市景観計画 本編 変更箇所」を、スライド7以降で説明させていただきます。

スライド左側の「図3 景観計画区域図」ですが、宇都宮市域の中央やや下になりますピンク色の部分に変更後の都心景観ゾーンになります。スライド中央の「表2 ゾーン別の景観特性」のうち、都心景観ゾーンの景観特性について、網掛け部分に変更箇所であり、文言を「都心環状線の内側のゾーン」から、立地適正化計画において、高次都市機能誘導区域を表現した、

「都市の活力や競争力をけん引する都市拠点の核となるゾーン」とするものです。スライド右側の「図8 地域別の景観類型図」は、左側の「図3 景観計画区域図」と同様に都心景観ゾーンのゾーニングを変更するものです。

次に、スライド8ですが、スライド左側の中央地域の区域図も、先程同様に都心景観ゾーンのゾーニングを変更するものです。また、スライド右側の網掛け部分が、ゾーン別方針の変更箇所となります。これは、東武宇都宮駅の北西部に位置する小幡・清住地区がゾーニングの変更にともない、住宅地景観ゾーンから都心景観ゾーンに変更となることから、これまで、住宅地景観ゾーンに記載された文言を都心景観ゾーンへ移行するものです。

最後にスライド9の「今後のスケジュール(案)」ですが、2月に都市計画審議会にて意見を聴き、令和6年4月から施行を予定するものです。以上で説明を終わります。ご審議宜しくお願いたします。

古賀会長

事務局からの説明が終わりました。それではご質問・ご意見を伺いますが、先程ご説明があったように、前回皆さんにご議論いただいた上で、パブリックコメントを行いました。ご意見の中に少し丁寧に説明をとという話もありましたので、その旨を修正した上でパブリックコメントを行ったのですが、特にご意見がなかったということですね。前回もお話しましたが、無関心ということが一番懸念される場所ではありますが、問題が無いという可能性でもあると思いますので、パブコメの結果を受けて、皆さんのご意見をいただきたいと思います。前回の議論を踏まえた上で、さらに追加して何かコメントを付け加えておきたいということがございましたら、ぜひ発言をお願いします。宜しければ長田委員、何かコメントがあればお願いします。

長田委員

一点気になるのが、意見の応募者数がゼロですが、実際に公表して、見た人が居るのか居ないのか事務局の方で分かれば教えてください。

古賀会長

閲覧数を把握しているかということですね。

梁木書記

閲覧数の集計は取っておらず、数字を把握しておりません。パブリックコメントにつきましては、ホームページ、各地区市民センターや生涯学習センター等において周知をさせていただ

き，実施しております。

長田委員

目に触れていただけたと思いますので，特に意見はございません。

古賀会長

ありがとうございます。市民公募委員の齊藤委員，鈴木委員からは何かコメントはありますか。

齊藤(総)委員

齊藤でございます。スライド7のゾーン別の景観特性の変更された表記について，競争力という言葉が唐突に出てくると思いましたが，競争力とはどういったことを意味されているのか，また計画のどこの部分を引用しているのか等，ご説明いただきたい。

小林幹事

最初に文言の引用についてですが，今回の区域の変更は，立地適正化計画における高次都市機能誘導区域のゾーニングに合わせたものになります。立地適正化計画における高次都市機能誘導区域とは，先程の説明のとおり，活力・競争力を牽引する都市拠点の核となるゾーンになりますので，そこから景観計画の文言として引用したのになります。

競争力につきましては，都市間競争など，以前から使われている言葉であります。

齊藤(総)委員

ありがとうございます。

古賀会長

ただ，やはり唐突な感じは確かにするので，ご説明があったように高次都市機能誘導区域という文言を入れておけば宜しいですね。具体的な区域名を入れると分かりやすいと思います。

鈴木委員

この一部変更の文言に関する話ではないのですが，今の小幡・清住地区が区画整理でまっさらな状態になっていて，これからまた新しい街ができるので，どういう街ができるか非常に楽しみですけれども，その際に地域住民や事業者に対して，景観計画の内容をアナウンスされているのか教えてください。

小林幹事

小幡・清住地区については，以前から景観形成重点地区の指定に向けて検討している地区であり，コロナ禍の影響もあり，地元に入れない期間もありましたが，打合せをしておりますので，今回の計画変更についても周知を図ってまいります。

鈴木委員

新しい街ができ、この計画が反映されやすいゾーンであると思ひ、質問をさせていただきました。

古賀会長

公式・非公式に関わらず積極的に周知をするということをお願いしたいと思います。前は区域を変更するというところだけの議論だったと思いますが、今回は具体的な文言の変更も出てきており、今後の細かいところも含めて、他にご意見はございますか。オンラインの齋藤委員から何かございますか。

齋藤(千)委員

特にございません。

古賀会長

皆様ご意見等宜しいでしょうか。都心景観ゾーンの表現については、区域名を入れた方がよいと思いますので、後で私のほうで調整致します。

ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、本議案について、原案どおり異存なしとすることでご異議ございませんか。

各委員

異議なし

<議案第2号>

古賀会長

それでは議案第2号に入ります。

「都心部等における良好な景観形成の推進について」事務局より説明をお願いします。

小林幹事

議案第2号「都心部等における良好な景観形成の推進」について説明させていただきます。

「趣旨」でございますが、(仮称)景観事前協議制度の内容について諮るものです。

スライド11以降は、先程の議案第1号で説明した「パブリックコメントの結果」を踏まえ、(仮称)景観事前協議制度について宇都宮市景観条例改正の考え方などを、前回の本審議会でも一度、説明している内容もございますが、改めて説明させていただきます。

(1) 導入の考え方ですが、景観法の届出前の計画段階から、積極的に協議・調整を行うことで、より景観に配慮した建築物等になるよう仕組みを導入するものです。事前協議制度の位置付けですが、景観条例に基づく制度として位置づけるものです。

(2) 事前協議の導入ですが、景観法に基づく景観計画の届出の規模と同様の建築物等に対し、事前協議制度を義務付けるものになります。「対象規模と協議開始時期」は、高さが10m

または建築面積が1,000㎡を超える大規模な建築物等は、行為着手の90日前まで、大規模以外は60日前までとするものです。

事前協議の対象の内、大規模な建築物等は、良好な景観に著しく影響を及ぼすものとして専門部会に意見を聴くものとし、専門部会については、スライド13で改めて説明します。

「対象区域」は、景観形成重点地区及び景観形成推進地区と議案第1号で説明した都心景観ゾーンとするものです。

次のスライドは「対象区域図」になります。青枠内が景観形成重点地区等になり、右側の赤枠内が都心景観ゾーンになります。これら青枠や赤枠の部分が、事前協議制度の対象区域となります。

次に、スライド13ですが、「専門部会」についてご説明します。本市の景観行政や地域特性を十分に理解している本審議会の学識経験者等で構成させていただき、本市の自然環境や歴史、対象区域周辺のまちなみなど地域特性を踏まえた的確な協議・調整を行える仕組みとします。

点線四角囲み枠内ですが、「審議事項等」は、建築物等の配置、ボリューム、意匠、緑化などについて協議を行い、協議結果については、適宜景観審議会へ報告するものになります。

委員の専門分野は、建築、景観、都市計画、デザイン、ランドスケープなどとし、委員の人数は、3名での構成とするものです。

次に、スライド14ですが、(3)事前協議に係る指導及び助言ですが、事前協議を行う者に対して、良好な景観の形成に必要な措置を取ること、指導又は助言ができることとするものです。

(4)協議の終了等ですが、協議が整った場合または、協議が整わない場合においても、申出者が申出を行った場合、相当な理由があると認めるときは、協議を終了することができ、協議が終了した際には、協議結果を通知するものです。

(5)協議内容の変更に係る協議ですが、事前協議の内容を変更する場合についても、当初の事前協議と同様の規定を準用するものです。

(6)協議内容の公表ですが、協議が終了した場合は、行為の概要や完成予想図などを公表することができる制度とするものです。

次に、スライド15の(7)協議に係る勧告及び公表ですが、事前協議制度に担保性を確保するため、条例に基づく勧告をで

きる制度とし、勧告にあたりましては、より慎重に判断する必要がありますので、本審議会に意見を聴ける仕組みや、勧告に従わない場合に公表できる仕組みとするものです。

スライド16ですが、参考1として、スライド15で説明した「勧告が適用される場合」を図示したものになります。

スライド17ですが、参考2として、これまでご説明しました「事前協議制度の流れ」をフロー図にしたものになります。

最後に、スライド18ですが、今後のスケジュール（案）です。3月議会に上程し条例を改正したうえで、周知期間を約3か月確保し、7月から条例の施行、事前協議制度の運用開始を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議宜しく申し上げます。

古賀会長

ご説明ありがとうございます。こちら先程と同様に前回審議していただいた上でパブコメを行い、ご意見が無かった議案になりますが、追加でご意見、ご議論があればお願い致します。

神原委員

神原です。事前協議の90日前または60日前について、建築する際の建築確認申請など、タイムスケジュールが色々ありまして、事前協議にどれくらいの期間がかかるのか、いつ開催するのか教えてください。

梁木書記

今後の調整にもよりますが、2ヶ月に1回程度、専門部会を開催予定としており、事前に案件を提出いただき、専門部会に諮り、ご意見取りまとめたものを相手方に通知致します。通知に対する回答を受けて、内容を確認して問題がなければ事前協議を終了とする考えでおります。

古賀会長

神原委員いかがですか。

神原委員

2ヶ月に1回程度のペースで開催予定ですが、専門部会に諮り、結果が出るまでにどれくらいの期間を見込んでいますか。

小林幹事

専門部会に諮らせていただき、その意見を踏まえて市として指導・助言しますので、専門部会で相手方への回答の方向性を確認させていただき、専門部会の開催後は期間を空けずに回答する考えです。

神原委員

分かりました。専門部会の開催予定に合わせて、大まかなタ

イムスケジュールを立てればよいということですね。

小林幹事 事業者のスケジュールにできるだけ合わせる考えです。申出を受け、できるだけ早めに私共で確認し、2ヶ月に1回を目安にフレキシブルに専門部会を運用していきます。専門部会の委員が多いとフレキシブルな運用がしづらい為、3人の少数精鋭で議論をさせていただき、できるだけ事業者の意向に沿うような運用を考えてまいります。

神原委員 分かりました。

古賀会長 17頁を見ると、行為着手予定の30日前までに景観法の届出をしなければいけないと記載がありまして、この届出の時に協議済みのものというか、協議が終わったものを出すということが図に示されていると思うので、90日前、60日前までに申出をして、30日前までにとにかく協議を成立させるというか、不調のもの含めて、決着をつけるという理解で宜しいですか。

小林幹事 その様に考えております。

鈴木委員 鈴木と申します。地図の青枠の景観形成重点地区や景観形成推進地区の選定基準をお伺いします。

青山書記 これらの地区については、景観計画において、地区指定を重点的に進めていくエリアを想定しており、地元に入り、官民協働で基準作り等の協議をしながら、地区指定を行っております。

小林幹事 補足しますと、駅前の周辺、白沢の歴史や大谷の観光など、特に良好な景観形成を図っていく地区を景観形成重点地区として位置付けております。

鈴木委員 分かりました。今後、増えていくかもしれないということですか。

小林幹事 はい。現在も景観づくり推進協議会を立ち上げ、地元と景観づくりの協議をしているところもございますし、協議会の立ち上げ前で、市の内部で検討している地区もございます。今後も増えていくものと考えております。

鈴木委員	ありがとうございます。
青山書記	参考になりますが、現在地区指定に向けて協議会を開いている地区がございます。宇都宮駅東側では駅周辺地区の鬼怒通り、街なかでは釜川周辺地区において協議会を開いており、今後、地区指定に向けて地元と協議を進めていきます。
古賀会長	それに関して私からも質問ですが、この今見えている図についてですが、都心景観ゾーンは具体的な形で示されていますが、それ以外の地区に関しては大まかに点線の丸で示されていますが、使い分けの意味は何でしょうか？
梁木書記	今回の対象区域の位置をお示しすることを目的としており、景観形成重点地区の位置を示しております。今後は、参考資料としてお配りしているパンフレットを周知に用いる予定であり、会長の意見にありましたとおり、エリアがもう少し分かりやすい図になるように工夫をし、周知を図っていく考えです。
古賀会長	事業者からすると、区域に入る入らないというのは、この場合、大変大きな問題になると思いますので、そのイメージはぜひ資料として、今後示していただければと思います。
早野委員	早野です。おそらく今まで勧告とかそういったものに従わなかった方はそれほどいらっしゃらないと思いますが、15頁に書かれている「正当な理由なく当該勧告に従わないとき」について、正当な理由とはどういうものか教えていただきたい。
梁木書記	基本的には、良好な景観に配慮して、より良いものを作っていくことが事前協議の趣旨ですので、勧告をする前に、事業者とよく調整を行い、例えば色彩に配慮することが難しければ、それ以外の材料、配置などについて、何かしらの対応を回答してもらい、より良くなるように調整を行いながら制度を運用していく考えです。全く配慮できないという回答や、何もしない場合には、景観審議会に意見を伺い、勧告までするのか、それとも調整次第では、もう少しうまく整理がなされるかについて、色々議論をしながら進める考えです。
早野委員	3名の委員が、申出の内容に対して審議した後に、ここはおかしい、例えばこういうふうにしてもらおうと良いのではないかと

ということも、きちんとした意見として、事業者にお伝えいただけるということでしょうか。

梁木書記

申出の内容については、私共で一度確認をした上で、委員に情報提供し、ご意見をいただき、どこまで意見として事業者にお伝えすべきかを確認をさせていただく考えです。

古賀会長

前回の議論にもありましたように、強制力のあるルールではないので、どうしても駄目な場合には代替手段をお互い協議していき、その中でうまく落としどころが見つかるかどうかというところだと思います。今の説明ですと、少しでも配慮が見えた場合は、勧告を出しづらい状況があり、おそらく全国でもなかなか勧告まで出している事例が無いということも、前回、話に出ていたと思いますが、その辺もやはり事業者との相談の中で、決めていくものであると思います。オンラインの齋藤委員からご意見がありますのでお願いします。

齋藤(千)委員

1つ確認ですが、事前協議制度ですと、例えば建築物の配置とかボリュームは非常に効果的だと思いますが、完成後に屋外広告物や、周辺の景観との調和などは、すぐに変更ができる内容のものも含まれていますが、事前協議後に、完成後の内容や変更された内容などを確認するのでしょうか。完成後にすぐに変更してはいけない内容があると思います。

古賀会長

まさにそうでした、テナントビルなどの場合には、完成後にテナントの広告が入ると、これは計画時には想定できないものであったりするので、その辺のところをどう担保していくのかというご質問と思いますが、いかがでしょうか？

梁木書記

広告物等も協議対象にしており、最初の計画段階における大きさや設置位置を提出してもらい、内容等について、ご審議いただき意見をまとめます。また、許可申請が必要な広告物は届出が不要になるため、許可申請の中で、事前協議の内容が反映されていることを確認します。

届出の内容について、変更等があった場合には、変更の届出による対応を考えております。

古賀会長

竣工時に完了検査みたいなものを想定されていますでしょうか。

青山書記	事前協議には，完了検査等を想定しておりませんが，ホームページ等に完成後の写真等を載せる予定ですので，現地へは検査ではなく，確認の意味で職員が見て回る予定です。
古賀会長	確認というのは，しっかりと事業者さんに伝わるように明記をすべきかと思います。確認の結果問題があれば，取り上げるということですね。
青山書記	そう考えております。建物完成後も，広告物に関しては建築指導課がパトロール等を実施しており，また大規模な建物については職員が現場等に外出した際に，色等の変更による違反を確認した場合には，指導の対象にするなど，完成後も適宜フォローアップを行う予定です。
古賀会長	制度としてはなかなか難しいですが，実態的な運用として何とか対応していくというご回答でしょうかね。
齋藤(千)委員	緑化も含めて，フォローアップは難しいと思いますが，確認の方法をきちんと明文化した方がよい気がします。
古賀会長	そうですね，私も明文化した上で事業者にしっかり周知をしていくのがよいと思います。緑も最初だけ植えて，手入れをしなくてすぐに枯れることも結構起こりうるので，その辺に気をつけていただきたいと思います。
小林幹事	ご指摘を踏まえて検討してまいります。
齊藤(総)委員	齊藤です。前回も申し上げたように，かなり短い期間である為，設計後に大きく変更するのは大変だと思いますので，事前の指導ではうまく立ち回っていただければよいと思います。
小林幹事	スライド17になりますが，赤枠囲みの部分が事前協議制度の内容になります。赤枠の上に行為着手の90日前，60日前までの記載があり，その上に窓口相談を今回新たに設けたいと思っており，いつでも相談をお受けする形を考えております。
古賀会長	90日前，60日前ということで，うまく協議が進行すれば，計画を変更して確認申請に間に合うタイミングになると思いますので，より実質的に前倒しをして，市として市民として望ま

しい景観になるような建物に作り変えていくチャンスが増えるかなというふうに思っています。

渡邊(美)委員

渡邊です。スライド14に(6)で協議内容の公表という記載がありますが、この事前協議の申出の際に、どの程度まで計画の概要を提出するでしょうか。行為の概要、完成予想図、協議結果とありますが、完成予想図まで事前協議の申出の時に求めるのでしょうか。申出の時に、どの程度の情報があれば認めるのかについてですが、詳しい完成予想図を提出してしまうと、後で全く変えられなくなり、90日前までに出すということは、それ以降の建築確認申請に向けて色々な検討が行われると思いますが、予算等にも影響しますし、どの程度のものを求めるのかお伺いします。

梁木書記

景観法の届出において、配置図や立面図、色彩をマンセル値で示した図面の提出を求めています。事前協議においても、同様の図面の提出を求める予定です。

渡邊委員がおっしゃったように、完成予想図についても、その段階で作成しているパース等の提出を受けて、その後の建築確認申請などを進める中で、計画の変更に伴い、当初の完成予想図が変わることは起こりえるものと把握しております。協議や届出の内容の変更に該当しなければ、完成予想図の再度の提出は求めません。変更内容を確認し、大幅な変更の場合には変更の協議で対応し、軽微な変更であれば変更の協議には至りません。平面図、立面図、断面図、配置図や植栽計画図等の提出を受けて協議・調整を行う考えです。

古賀会長

渡邊委員のご懸念は何でしょうか、完成予想図やパースに対する事業者の負荷でしょうか。

渡邊(美)委員

いいえ、協議内容を公表できるということは、事前協議の段階で完成予想図の提出を求めることになると思うので、ここで完成予想図というのが少し唐突ではないかと思います。完成予想図は鳥瞰で見たような建物全体なのか、又は植栽などがある立面図なのか、どこまで求めるのか教えていただければと思います。

例えばプロポーザルのイメージ図のようなものは、今はCADなどが発達しているので、素材感などが全て出るのですが、それをどの程度まで求めるのか、色は同じでも素材により違う

ので、要するに曖昧にしておいた方が得なのではないかというところがあり、どの程度のものを求めるのか伺いたい。

青山書記

事業者の負担になる運用は考えておらず、完成イメージ的なものとして、他市で求めているものを再度調査・検討して、負担にならない運用を考えております。

古賀会長

渡邊委員の意見としては、負担というよりは、どこまで逃げ道なく、実質的な協議ができるかという話だと思います。個人的に、私も他市で同じようなことをしていた経験から言うと、できるだけ沢山の人が目に触れるような場所のパスを要求していました。景観の場合、やはりどうしても見た目が最終的に大事なので、それがもちろん専門家としては図面、立面、平面等から想像するところではありますが、具体的にどういうイメージなのかを検討していくと思いますので、より沢山の人が公共の場所から目に入る視点でのパスをお願いしていました。

どの程度という話ですと、やはり先程の話ではないのですが、強制力のあるものでもないもので、事業者や設計者が努力している中での、できるだけ詳しいものという形になります。この制度の1つの意味というのは、やはりそのところを出してくださいとお願いすることによって、もしそこで検討していなければ、また自ら検討することで、気付かなかったことを事業者や設計者にも気付いてもらうという促しも含めてだと思っておりますので、申出の時点での事業者なりのベストなものを出してもらうという指導になると思っております。その中で何か足りないという話であれば、さらに追加してどうなるのか、ここの検討はしたのかというご意見が多分、事業者に返ってくることになると思っております。そのような運用であると私は理解していますが、合っていますか。

小林幹事

その様に考えております。引き続き、実際に運用している他市に確認を行い、レベル感を把握した上で、完成予想図なのかイメージ図なのか、どういう表現がいいのかも含めて整理していきたいと思っております。

古賀会長

考えていれば何か出せるはず。出してこないということは、考えていないのか、隠していることになると思うので、そういうことも含めて判断しながらやっていくということになると思っております。

五艘委員

五艘でございます。専門部会の運用が始まってから、検討していただくことにもなるのかもしれませんが、事業者が出してくるものに関して、事前にこういうものならルール違反ではなく、ここからはルールから逸脱していくといったものがきちんと分かるように、事前にしっかりと、特に当初の段階でお伝えした方が良くはないかと思えます。案件が増えるにつれて、これはすぐにゴーサインを出していいのか、悪いのかというギリギリのものが多分出てくると思っており、その時にやはり最後はどうするのかというときには、こちらから求めているところとしては問題はないのだけれど、でも何でここにこれが？といったものが多分出てくるのではないかと思っており、そういう時に多分拠り所になるのが、目指す宇都宮らしい景観というものだと思います。宇都宮らしい景観みたいなものが前回までの議論にもありましたが、少し曖昧なところもあり、その辺は並行して考え続けていくことが重要ではないかと思いました。

ずっと前に、神戸で専門部会のようなところに携わっていた際は、とても分かり易い基準があって、あちらの方達は、六甲の山並みがとにかく大事なので、そこを壊さないというのがあるので、ちょっと高い建物が平地にあると、山と比べることをすごくやってらっしゃいましたけど、ここは都心なので、そういうことばかりを言ってはいただけないと思うのですが、最終的に拠り所になるのが、目指す宇都宮らしい景観なので、少し審議というか関係者で継続的に考えていくことが重要であると思いました。

もう1点、3ヶ月の周知を経ることに関しては、事業者や地域の方だけではなく、市民全体への周知が重要と思えます。なるべく分かり易いもので、全く景観に興味のない人達にも、宇都宮市はこういうことを頑張っていることを知っていただけるようなものを、是非作っていただけたらと思えます。

小林幹事

ありがとうございます。できるだけ早く部会を立ち上げ、事前協議制度運用にあたりどういうものが市として必要なのかを整理させていただき、窓口相談の段階から、事業者の説明できるようにしたいと思います。目指す宇都宮らしい景観については、本市の景観計画にもございますが、事前協議制度を運用していくにあたりもっとこうした方がよいのではないかなど、専門部会の中で話が出れば、引き続き検討する必要があると考えております。

古賀会長

部会というのは、あくまでもその目指す景観を実現させる為のテクニックに近いものだと思うので、五艘委員の意見もそうですが、そもそも、どこのゴールに向かって進めるのかというのが部会にとって大事でありますし、事業者にとっても事前にゴールが分かっていたら、そちらの方向に適切に走り出せるので、そういう意味でも、どこを目指していくのかというのを分かり易く考えた上で、伝えていくことが大事であると五艘委員の意見を聞いて思います。

梁木書記

一点補足致します。景観事前協議の対象区域は、景観形成重点地区と景観形成推進地区、都心景観ゾーンとしております。景観形成重点地区と景観形成推進地区には、地域住民と一緒に地域の特徴を踏まえて作った景観のルールとしての基準がございます。ただし、数値基準になっていない部分や曖昧なところも多々ありますので、先程の宇都宮らしさをそういったところに反映させていければと考えております。

また、都心部につきましては、民間開発の活発化などにより、今後まちなみが色々変わっていくことから、前回ご説明した「都心部の景観形成の手引き」を策定したものです。手引きにおいても、目指すべきものについては、ブラッシュアップしていきたいと考えております。例えば、緑化の仕方などを色々追加しながら手引きを更新することにより、冊子を見れば事業者がイメージをし易いようなものの作成を考えております。その際に、ガイドラインや手引き等を活用するのか、そのような基準をどう示していくのかということはあると思いますが、資料をブラッシュアップし、制度も充実させ、ぱっと見た際に地区が目指している姿が伝わるように、引き続き景観審議会等においてもご議論いただきながら検討を進め、周知も図っていく考えです。

古賀会長

長田委員から何かありますでしょうか。

長田委員

専門部会の設置について、条例や施行規則に位置付けるのでしょうか。

小林幹事

専門部会は条例に位置付け、細かい内容は、条例以外の施行規則や要綱等に定めるものでございます。

長田委員

分かりました。

古賀会長 今後進めていく形になりますね。諮問した後、私達の方に議論が戻ってくるのでしょうか。それとも、行政で進めていくという形になりますか。

小林幹事 基本的には今回の内容を踏まえて、行政の方で進めさせていただきます。

古賀会長 分かりました。他にいかがでしょうか。宜しいでしょうか。私からは、前回も少しお話しましたが、今回初めてということもあり、地区を限定しておりますが、実際に景観紛争というのは一般の住宅地の方が起こる可能性が高いということもありますので、制度が軌道に乗ったところで、対象地域の拡大を検討していただきたいところではあります。

それからもう1つは、こういうふうにもちづくり全体の意見を汲み取れる委員会というのは大事であると思うので、この申出以外のものも含めて、市で景観について考えたいことがあれば、ぜひこの組織を活用していただけたらというふうに思います。

色々ご意見がございましたが、本議案について、原案どおり異存なしとすることでご異議ございませんか。

各委員 異議なし

<報告事項>

古賀会長 それでは、報告事項に入ります。
「宇都宮市景観計画の中間評価について」事務局から説明をお願いします。

前田書記 報告事項「宇都宮市景観計画の中間評価」についてご説明致します。前方の画面を合わせてご覧ください。

「趣旨」でございますが、宇都宮市景観計画の改定から5年が経過するため、中間評価を行うものです。目次は記載のとおりでございます。

1 中間評価につきましては、卓上にご用意させていただいた「宇都宮市景観計画」の中で、「定期的に景観形成に係る取組の進捗状況の評価と、概ね5年ごとに評価指標などを基に計画の評価を行うとともに、景観審議会のご意見を伺いながら、効率的・効果的な景観まちづくりを推進する」とされております。平成31年3月の景観計画改定から今年度で5年目を迎えることから、これまで計画に基づき進めてきた取組の振り返りと中

間評価を行い、今後5年間の景観まちづくりの推進に生かしていくものでございます。

これまでの経過ですが、宇都宮市景観計画を平成19年9月に策定し、上位計画である第3次宇都宮市都市マスタープランとの整合、立地適正化計画等との連携を図りながら平成31年3月に改定しております。

計画期間につきましては、令和元年度から令和10年度までの10年間の計画であり、第3次宇都宮市都市計画マスタープランが見通す令和19年度を見据えた計画でございます。

2評価の方法につきましては、計画の第4章で「良好な景観形成に向けた取組」について4つの柱ごとに具体的な取組内容を整理しておりますので、令和元年度から令和5年度までの取組状況を把握し、柱ごとに評価、課題と対応の整理を行います。

次に計画の第5章で定めている、4つの評価指標における、5年間の推移を把握し、計画の評価・今後5年間の取組の方向性について検討するものでございます。

1つ目の柱であります「景観形成に対する意識醸成」からご説明致します。はじめに、こちらのシートでございますが、一番上部に柱の内容の説明、その下に、景観計画改定時の課題を記載しております。その下の表につきましては、左側が計画で定めている施策事業、主な取組について、右側が令和元年度から現在までの5年間の取組状況について記載しております。

それではご説明致します。「景観形成に対する意識醸成」につきましては、大きく3つに整理しております。

(1) 意識啓発の実施につきましては、「うつのみや百景」などの各種啓発事業の推進や拡充と定めており、令和元年から令和5年までの取組状況につきましては、まちなみ景観賞や百景ツアー、出前講座などをかっこに記載のとおり実施致しました。

(2) 次世代教育の実施につきましては、若年層を対象にした事業の拡充等と定めており、親子参加に限定した百景ツアーや小学生に向けた各種事業を実施致しました。

(3) 市民参加型の啓発イベントの開催につきましては、パネル展やシンポジウムの拡充と定めており、景観賞記念講演の開催や各種パネル展を実施致しました。

評価につきましては、インスタグラムの開設や、親子に限定した百景ツアーの開催回数を増やしたことで、幅広い世代が景観にふれることができる機会を創出致しました。また、景観賞の開催においては、市民等の投票で選ぶ部門の新設や、記念公演会の動画配信をおこなったことで、啓発事業の参加人数が増

加し、魅力ある景観を広く市民に周知し、景観形成に対する意識を醸成することができました。

課題と対応につきましては、啓発事業全体の参加人数は増加致しましたが、平日のイベント開催においては、中高年層が大半を占めるなど、参加者の年代に偏りがあったため、宇都宮らしい良好な景観を次世代へと継承していくためには、若年層を含めた幅広い世代が参加できるような市民参加型の啓発事業をさらに拡充する必要がある、と致しました。

次に、2つ目の柱である「市民、事業者、市の協働による景観づくり」についてご説明致します。

(1) 市民参加による景観づくりの促進につきましては、重点地区指定に向けたワークショップの開催や、幅広い内容について協議する機会の創出と定めており、各地域で重点地区指定に向けた協議会等の実施や、市民や事業者と協力し、花の植栽やプランターの設置を実施しました。

(2) 市民主体・市民協働による景観づくりの促進につきましては、景観整備機構との連携や美化活動の推進、宇都宮市民遺産制度等との連携による景観資源の保全・活用と定めており、大谷石研究会と大谷石ツアーの開催や、違反広告物除却ボランティア制度を実施致しました。取組のなかに記載されております宇都宮市民遺産制度は文化課が行っている事業であり、現在制度の愛称をみや遺産としております。

(3) 景観形成の促進に向けた支援につきましては、重点地区における景観づくり活動への支援や、建築物等の修景への支援、景観アドバイザーの派遣による技術支援と定めており、重点地区指定を目指す団体に対してフラッグや花植え、プランターの設置など市民等の主体的な景観づくり活動に要する費用を補助する景観づくり活動費交付金や、重点地区内の団体に対して景観形成基準に適合させる屋外広告物の撤去工事など景観整備事業に要する経費の一部を補助する景観づくり整備費補助金制度を実施しました。

評価につきましては、市民・事業者と協力し、重点地区の指定に向けた協議会等を開催し、地元ニーズの把握のほか、景観アドバイザーを活用した修景等への助言を行うなど、地域の特性を生かした良好な景観形成に向けた支援を実施することができました。

課題と対応につきましては、コロナウイルスの影響で、重点地区の指定に向けた活動等が進められなかった地区があったため、引き続き関係部署等と連携しながら、多様な主体が地域の

良好な景観形成に向けた目標の設定やルールづくりなどについて協議する機会等の創出や重点地区の指定に向けた協議会等の開催を行う必要がある。また、交付金事業において、十分に活用されていないため、制度や周知方法の見直し等を検討する必要がある、と致しました。

次に、3つ目の柱である「規制・誘導による景観形成」についてご説明致します。ここでは、本市の誇れる代表的な景観として、計画の中で「景観形成重点地区候補地域」として掲載されている、ア・個性ある景観、イ・郷土の景観、ウ・まちのシンボル景観ごとに、景観形成重点地区や、屋外広告物、景観重要公共施設の指定に向けた取組について整理しております。取組状況につきましては、ア・個性ある景観、イ・郷土の景観は、“市民・事業者・市の協働による景観づくり”で説明した内容の再掲となっております。ウ・まちのシンボル景観につきましては、都心部地区において景観形成重点地区の指定に向けた調査の実施や、景観形成の手引きの策定を致しました。L R T沿線地区においてはL R T沿線の景観形成方針を策定し、市街化調整区域区間を屋外広告物掲出禁止地区として、また宇都宮芳賀ライトレール線の一部を重要公共施設として指定致しました。

評価につきましては、大谷地区を景観形成重点地区、広告物景観形成地区と指定し、エリアごとに規制・誘導を行いました。また、都心部やL R T沿線地区において、各種まちづくりと連携し、地域の特性に応じた規制・誘導を実施・検討し、良好な景観形成に向けた取組を推進することができました。

課題と対応につきましては鬼怒通りや小幡・清住地区、釜川地区等において重点地区等の指定について検討はしているものの、新たな地区指定には至っていないため、質の高い都市空間の形成に向けて、都心部まちづくりにおける各種計画や事業と連携を強化し、大通り地区における景観形成重点地区の基準の見直しや、引き続き新たな重点地区の指定に向けた活動を促進する必要がある、と致しました。

最後に、4つ目の柱である「宇都宮市らしい景観づくりの推進」についてご説明致します。4つ目の柱につきましては、「特徴的な景観の保全・活用」と「景観に関わる施策事業等との連携」にわけて取組を整理しております。まず「特徴的な景観の保全・活用」から説明致します。

(1) 大谷石建築物等の保全・活用として、市民協働による保全・活用や、支援に関する検討などを定めており、大谷石の

街並み景観保全補助金制度の開始などに取り組みました。

(2) 眺望景観の保全・活用として、眺望景観や視点場の保全・活用と定めており、大谷地区やL R T沿線の一部区間について広告物の規制・誘導の対象地区として指定致しました。

(3) 夜間景観の創出として、景観資源へのライトアップなどを定めており、大谷石建築物ライトアップ機材貸出事業や、都心部の手引きにおいて夜間景観に配慮した建築物の意匠へ誘導を行っております。

(4) 緑景観の保全・創出として、都心部の緑の創出や樹林地等の保全と定めておりまして、各種緑化事業のプランター等の設置個所数を増やすなど、事業を拡充しております。

次に「景観に関わる施策事業等との連携」についてご説明させていただきます。

(1) N C C形成に向けた拠点形成と連携した景観まちづくり、(2) L R T整備と連携した景観まちづくり、(3) 大谷地域における地域振興・観光振興等と連携した景観まちづくりと定めております。

(1)(2)の取組状況につきましては、規制誘導による景観形成でご説明したとおりとなります。(1)の枠内は関連計画における景観の位置づけについて記載しております。

(3)につきましては、大谷地区の公共施設設計の際にアドバイザー派遣の実施などを致しました。

評価につきましては、N C C形成の推進やL R Tの開業によるまちの変容にあわせ、都心部やL R T沿線を中心に新たな規制誘導策を策定したことや、新たに大谷石の補助金制度を開始し大谷石を適正に保全・活用する仕組みづくりを行ったことよって、地区の特性を生かした宇都宮らしい景観の保全・活用を行うことができました。

課題と対応につきましては、引き続き、宇都宮らしい特徴的な景観の保全・活用や関連する計画、事業の進捗状況などを踏まえた景観づくりを推進していくため、景観形成重点地区指定等に向け、地域住民等の理解促進を図りながら、宇都宮市らしい良好な景観形成に取り組む必要がある、と致しました。第4章の良好な景観形成に向けた取組についての説明は以上でございます。

次に計画で定めている評価指標の推移についてご説明致します。表の縦軸が指標となった項目、横軸が計画策定時の現状値である平成29年度の数値と令和10年度に達成を目指す目標値でございます。

このシートは評価指標の推移を表すグラフでございます。景観啓発・景観学習の参加者数と景観がよくなったと感じる市民の割合は、中間値には達しておりませんが概ね順調に推移しております。景観形成重点地区の指定数は中間値に達しておりませんが、地域住民や事業者、行政が地域独自の景観づくりの目標を共有し、良好な景観形成に向けた活動やルールづくりなどに協働で取り組むための協議会の設置地区数は、計画策定時の7地区から10地区に増加しており、概ね順調に推移しております。街並みがきれいだと感じる来訪者の割合は令和4年度に目標値に達しており、着実に推進しております。

最後に、総括と今後5年間の取組の方向性についてご説明致します。総括といたしまして、宇都宮の街のイメージとなる地域である大谷地区、都心部地区、LRT沿線地区を中心に、市民と連携・協働し良好な景観の形成に向けた取組を実施することができました。評価指標の推移から、景観に対する市民の満足度が上がっており、宇都宮らしい魅力的な景観の保全・活用の実現に向けた取組を継続しておこなった効果が表れているものと捉えております。

これまでの課題を踏まえまして、景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた理念のもと、宇都宮らしい景観形成の実現に向けて取り組んでいくために、今後5年間で特に重点的に取り組むことを以下のとおり整理致しました。

幅広い世代が気軽に参加できるような景観啓発事業の充実といたしまして、市民が直接SNSに投稿できる事業を新たに創設すること、景観に興味関心を持つ人材の発掘や育成に向け景観を考える機会の創出。

次に景観形成重点地区等に係る地域住民等への支援の強化、市民協働による景観形成の促進といたしまして、景観づくりを促進する団体の継続的・自発的な活動に向けた支援制度の見直し、良好な景観形成に向けた修景整備を促進するための支援制度の見直し。

都心部の景観の質の向上といたしまして、景観に配慮された質の高い建築物等の誘導に向けた景観事前協議制度の導入、地域の個性や特性を踏まえた規制・誘導の強化に向けた新たな地区指定の推進。

最後に市民が誇れる地域特性を踏まえた景観形成の促進といたしまして、関連施策と連携した適正な規制・誘導に向けた重点地区等の指定や基準見直し、緑化ガイドラインによる緑景観の保全・創出、以上でございます。

これまでの中間評価を踏まえまして、今後5年間も効率的・効果的な景観まちづくりを推進してまいります。

景観計画の中間評価について、説明は以上でございます。

古賀会長

事務局からの説明が終わりました。今後の取組の方向性などについてご意見がありましたらお願いします。

早野委員

早野でございます。教えていただきたいのですが、10頁に都心部やLRT沿線地域における各種まちづくりについて書かれておりますが、この各種まちづくりとはどういうことなのか、団体なのか、今まで説明いただいた様々な試みなのか、少し分からなかったもので、教えていただきたい。

梁木書記

お答え致します。都心部やLRT沿線等におきまして、NCCの推進やLRTの今後の計画、又はLRTの開通に伴いまちなみ等の変化が生じております。市で進めているまちづくりや、地元の様々な取組によるまちづくりが進められており、地区指定にあたり、関連政策や地元の取組内容を十分に踏まえた上で進めないと、地域特性を生かした規制・誘導が出来ないと感じておりますので、各種まちづくりという大きな表現にしております。様々な政策や取組等と連携しながら、地域特性に応じた規制・誘導を実施していくことを表現しております。

早野委員

分かりました。ざっくりとしたまちづくりということですね。ありがとうございました。

古賀会長

具体的には9頁に書いてある感じですね。ありがとうございます。他にご意見ご質問ございますでしょうか。

五艘委員

五艘でございます。色々と評価をしていただいて、地域の方達の取組に関しては、非常に頑張っていたいただいているところで評価できるのではないかと思います。一方で、今後5年で特に重点的に取り組んでいくことが景観啓発事業ということですが、現段階では評価指標の中に細かく入っていないように感じました。ご提案ですが、指標に加えるのは難しいのかもしれませんが、ここをしっかりとやるのであれば何かしらこういうところを目指すということを踏まえて、何か取り組まれたらいいのではないかと思います。少し気になったのが、1番最初の意識醸成に関して、インスタグラムを開設して継続的に投稿を行い

フォロワー数が着実に増えたというところを拝見させていただいたので、市の景観まちづくりのアカウントを拝見したところ、投稿が大体100人位、フォロワーが440人位であり、2019年度開始で、それほど多いとは言えないと思います。私は今まで7ヶ所位、観光地のプロモーションを学生と一緒に実施した際に、大体3ヶ月位で達成できる人数であると思ったので、ちょっとコツが色々あると思いますので、情報発信も、Facebook, X, インスタグラムやホームページなど、使われるところのタイミングが違っていたりとか、今は便利でSNSには分析ツールがセットで、インサイトなどが付いていますので、発信のタイミングよく見ながら、多分、市でやるのは大変かと思いますが、興味関心を持つ人材を発掘するような内容があったので、今後そういう方を3人位選んで、積極的な発信をお願いしたり、大学等でもいいのですが、何かうまく連携して発信していくことを考えたら宜しいかと思いました。

古賀会長 政策に対してのより具体的なお提案であると思いますが、いかがでしょうか。

小林幹事 ご提案ありがとうございます。私共も、どう進めるべきなのか悩ましいところもございました。頂いたご意見を参考にしながら、今後の5年間の対応をしっかりと見定めてまいります。

長田委員 15頁にまちなみが綺麗と感じる来訪者の割合が、経年変化で令和4年度に目標値を達成していますが、目標値を50%のままにするのか、引き上げるのかお聞きします。

小林幹事 令和4年度で達成したものの、今後の取組次第では、どうか分からないところもございます。目標値を変えずに、今のままでいきますが、私共としては、パーセンテージを上げて頑張っていく考えでございます。

長田委員 分かりました。中間評価だったので上げてもいいのかなと思っただけです。ありがとうございました。

古賀会長 具体的な数字は設定しないまでも、さらに上昇を目標にするということですね。

神原委員 神原でございます。スポット的な質問ですが、駅東口の景観

について、最近ライトキューブの前に大きな箱型のデジタルの画面が設置されました。そこは元々水盤になっておりましたが、箱型のものに存在感があるので景観的にどうなのでしょうか。

小林幹事

交流広場の1階の水盤は、潤いのある景観を形成するとともに、水を止めることでイベント広場としての活用が可能な施設です。現在は、駅東口の夜間景観の創出のため、箱型の映像装置を設置して地元の芸術家を紹介するなど、イベントの一環として設置しているものであり、水盤は無くしておりません。冬のライトアップ期間中に限って設置しております。

神原委員

常設ではなく臨時的なものなのですね。

古賀会長

個別具体の話は、いろんな活動があっただけいいと思いますが、市の考え方とか方向性に対して常にチェックをしていくというのは大事なことだと思います。

齊藤(総)委員

齊藤でございます。コロナ禍にありましても、しっかりと実績が上がっていると思います。今後、直接市民がSNSに投稿する事業の創設や、色々と情報発信の機会を作っていくというものが出されておりますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。よくあるアニメの聖地巡礼ではないのですが、皆さんここから写真を撮るといいよね、という情報が入って、初めてその良さが出てくると思います。市民目線でここが気に入っているというのが、どんどん集約されるといいと思います。

ちなみに私はGoogleマップに色々なポイントを登録しており、今見たら5,400万件のアクセスが入っておりますので、うまく集めていただければいいと思います。

それと、誰がどうやるか分かりませんが、今回の景観計画の変更は、PR材料になると思います。今の宇都宮は、かなりの乗り物系や旅系のユーザーの人達が、LRTの取材に入ってきており、宇都宮駅の西側の将来のイメージを膨らましたり、すごく注目されている時期だと思いますので、景観にしっかりと対応していることを、この際アピールできる時期とと思っていますので、これは市が行うのか、どこかがやるのかは別にして、色々な取組ができることを期待しております。宜しくお願いします。

小林幹事

ありがとうございます。五艘委員からもありましたように、

人材の発掘も含め、上手に情報発信ができるような仕組み作りを検討してまいります。

鈴木委員

鈴木と申します。市民参加型の啓発事業を様々な角度で取り組んでいらっしゃるご様子、大変ありがたく思うのですが、参加者が少なかったり、例えばフォロワー数がなかなか増えなかったのは、いわゆるコンテンツとしての興味を引くかとか、イベントをやるときにどれだけ面白いのか、参加したくなるのかという、コンテンツ作りが非常に大事であり、そこが一番難しいのです。そのヒントが分かっていたら、誰でもどこでも、関係人口や交流人口を増やせるのですが、そこが一番難しい。よってそこは徹底的に考えなければいけないのですが、この機会に、キーワードの宇都宮らしさとは何かというのを、先程も色々とお話がありましたが、もう少し踏み込んで、共通認識として持てば、各専門家であったり、関わっている市民の方がもう一歩踏み込めて、宇都宮らしさというものが、より育っていくのではないかと思います。例えば京都らしさというと、何となく京都らしい雰囲気が分かりますよね。ただ、宇都宮らしい雰囲気って何かを聞かれたときに、どうもまだ見えてこない。そこが少し今後の課題なのかなと思います。

もう1点ですが、宇都宮駅東側はまちびらきをして、まちもガラッと変わりましたが、そこに宇都宮らしさはあるのかというと、何とも私には分からないのです。首都圏の某ヒルズなどはエッセンスが取り込まれている部分が多いのですが、宇都宮らしさは存分に表現されているのかが分からないので、もう少し突き詰める必要があると思いました。まとまりがありませんが、気付いたことをお話しました。

小林幹事

宇都宮らしい雰囲気とは、どこにでもある風景かもしれませんが、山並みや田川や鬼怒川の流れ、市街地を囲む広がりのある農地などの自然景観や、大谷石を活用した建造物や日光街道の杉並木などの歴史的・文化的な景観、JR宇都宮駅周辺や西側の大通りなどの都市部景観などが考えられます。またLRTが供用したことから、新たな景観として、宇都宮らしい雰囲気や景観に含まれると考えてございます。

景観啓発として、例えばLRTを使った百景ツアーなどが開催できれば、イベントの一つとして、コンテンツとしても出来上がってくるところもありますので、ご指摘をいただいたところを踏まえながら進めていく考えでございます。

古賀会長 今日も何度か出てきていますが、景観行政というのは強制的なルールではないので、逆に先程鈴木委員がおっしゃったように、もっと一步踏み込んで市としてこうして欲しいみたいなどころを言っても大丈夫なところではあると思います。なので、この制度がルールではない、強制ではないという特性をうまく生かして発信をしていくというのも大事なことと思います。他にいかがでしょうか。横須賀委員から何かご意見があればお願いします。

横須賀委員 前回欠席しておりました、追い付いていないこともありましたが、中間評価報告に関しては何らかの形で市民に公開する予定でしょうか。

小林幹事 公開の会議ですので、景観審議会後にホームページに公開し、誰でも見られるようにしてまいります。

横須賀委員 市民としても、市で実際こういった形で行っていて、現時点で評価しているということを市民の方に知っていただくことはとても有用だと思いますので、そちらの方も宜しく願います。

古賀会長 ありがとうございます。内部評価なので、若干自画自賛なところがありますが、ただ私から見てもコロナ禍の人が接触できないという状況の中で、目標はある程度達成できているので、頑張っているのかなというふうに私は認識して思っております。

他にご意見はないようですので、報告事項については以上で宜しいでしょうか。

各委員 異議なし。

古賀会長 それでは報告事項については終了します。他に委員の皆様から何かありますでしょうか。

各委員 意見なし。

古賀会長 事務局から何かございますか。

梁木書記 宇都宮市まちなみ景観賞の募集の案内をお配りしております。こちらは景観啓発事業ということで、2年に1度実施して

おり、今年から募集期間を延ばし、6月から募集しております。四季を通した写真が応募できるように募集期間を1年間とし、応募方法は、インスタグラム、フェイスブック、Eメール、FAX、郵送や市公式ホームページの申し込みフォームでどなたでも応募できますので、周知のご協力をお願い致します。

古賀会長

それでは、これもちまして「第27回宇都宮市景観審議会」を閉会致します。進行を事務局に戻します。

4. 閉会

小柴書記

古賀会長ありがとうございました。

以上を持ちまして「第27回宇都宮市景観審議会」を閉会致します。長時間のご審議ありがとうございました。